

額を引き上げたいというものでございます。

内容につきましては、第三条の表、月額欄中でございますが、三千円を三千五百円に改めようとするものでございますが、これは身体障害者三級の方でございます。七十四名の方がいらっしゃいます。次に二千円を二千五百円に改めようとするものでございますが、身体障害者四級の方で八十二人の該当者がおられます。それから二千円と二千五百円に改めようとするものでございますが、これは肥性麻痺、進行性筋萎縮症の方でございますが、現在は該当はございません。附則としまして、この条例は昭和五十二年の十月一日から施行したいと考えております。

以上はなほだ雑駁な説明でございますが、慎重審議いただきまして、原案とおり御決定くださるようお願いいたしまして、説明を終わらせていただきます。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君)

この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十五号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第八十五号

は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第十 議案第八十六号 福生市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(市民課長 田村忠雄君登壇)

○市民課長(田村忠雄君)

御指名をいただきましたので、議案第八十六号につきまして、提案理由とその内容につきまして御説明を申し上げます。

初めに提案理由でございますが、地方税法の一部改正と、それから財源不足を補うための料率改正の関係でございます。

内容でございますが、第十条は保険料の賦課額の規定でございますが、保険料の納付義務者は法で世帯主と定められておりまして、改める条例上では規定はしていませんが、今回、地方税法の一部改正に伴いまして、擬制世帯主に対する賦課の廃止があったわけでございますが、このような関係で納付義務者を明確にするために、十条の一項に加えたわけでございます。それで十条は全文改正をいたそうとするものでございます。一項では世帯主から保険料は徴収すると、これは現在でも世帯主から徴収をしているわけでございます。二項ではやはり地方税法の一部改正でございます。保険料の限度額が現行では十五万円ございましたものを十七万円に引き上げた関係で、これを十七万円にいたそうとするわけでございます。十五万円から十七万円に引き上げた

関係で、保険料の増収分は約七百円程度と見込んでいます。それから十一條、十二條でございますが、これは所得割と資産割の算定の関係でございますが、これは十條の一項が加えられた関係で、条文の整備を行ったわけでございます。

十三條でございますが、前年度分の所得がここで確定をいたしましたわけでございますが、前年に比較いたしまして、譲渡所得等を含めますと全体の所得では前年よりも減っております。所得の伸びはございません。こういった関係で現行料率をまいますと、約三千九百円程度の財源が不足をしておりますので、料率を改正いたしまして増収を図ろうとするわけでございます。

次に十三條中、百分の二・四五は所得割の関係でございますが、これを百分の三・二、それから均等割を一千六百八十円から三百六十円引き上げまして二千四百円、それから平等割は現行で二千四百円でございますが、これを四百八十円引き上げまして、二千八百八十円に改めようとするものでございます。引き上げ率は約一九・四％程度になるわけでございます。

十六条の關係でございしますが、これは月割賦課の關係でございします。

賦課は現在も行っているわけですが、これは年度の途中で資格の取得あるいは喪失した場合には月割り保険料の賦課を行っておりますが、今回地方税法の一部改正で、擬制世帯主に対する賦課を全面的に廃止された關係で、擬制世帯主に關係する部分を除きまして、全文をこのように改めたわけにございします。

一項の方が、増加した場合は増加した日の属する日から月割りをもつて行い、二項では減少した場合は減少した日の属する月の前月までを月割りで取るんだということでございします。

十七条は先ほど来申し上げております、擬制世帯主に対する賦課の關係でございしますが、現行では擬制世帯の場合には、擬制世帯主に対しましても所得割と資産割は保険料の算定の基礎になっていたわけでございしますが、これが地方税法の一部改正で廃止されましたので、この条項を削除するわけでございします。現在約百九十世帯ございまして、廃止に伴う減収は約四百万円程度になろうかと思ひます。

十八条の關係でございしますが、これは低所得者に対する保険料の減額

の規定でございします。

それで前段の方は十条の改正に伴ひます、条文の整備と、それからただいま申し上げました十七条の削除による整備でございします。後

段にまいりまして十四万円を十五万内に改めるわけでございしますが、これは低所得者の保険料の減額の基準になります。被保険者一人当たりに対しての額が地方税法の施行令に定められてあるわけでございしますが、今回これが十四万内から十五万内に引き上げられました關係で、これを十五万内に改めようとするものでございします。なおこの該当者は約九百七十世帯で、三百二十万円程

度の減額になるかと思ひます。

ただこの減額した分につきましては、金額の調整交付金で補てんしてくることになっているわけでございします。

附則では昭和五十二年分の保険料から適用するということにございします。はなはだ難駁な説明でございしますが、慎重審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長(岩田 博君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○二番(松山 清君)

引き上げ率一九・四％になるわけですね。

これで増収になる

のは幾らになるのですか。

○市民課長(田村忠雄君)

冒頭申し上げましたように、約三千九百万円程度でございます。

○議長(岩田 博君)

以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君)

この際動議を提出いたします。
ただいま議題となっております議案第八十六号については、厚生委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君)

御異議なしと認めます。

よって議案第八十六号は厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君)

日程第十一議案第八十七号 福生市中小企業振興資金
金融貸一時補てん基金条例と議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(経済課長 生子国利君 登壇)

○経済課長(生子国利君)

議案第八十七号 福生市中小企業振興資金金融貸一時補てん基金条例の提案説明とさせていただきます。

本基金条例は新設条例でありまして、当市内の商工業者の健全なる活動を促進するとともに、中小企業の振興に寄与することを目的として、福生市中小企業振興資金金融貸条例が設定されております。その条例に基づき、特定金融機関を通じて中小企業者に融資を行っております。しかし御承知のとおり長期にわたり低迷する経済情勢に対応し、中小企業者は鋭意努力を図っておりますが、それにもかかわらず、事業面の低下及び予期さへなかつた不慮の災害等によって融資の償還が遅延となり、ひいては不良債務が生じてくる結果となります。不良債務が生じた場合は、融資条例並びに金融機関との契約に基づき融資を行った特定金融機関に対し、損失額

の補償を行うことになっております。金融機関としても、遅延並びに不良債務の回収については、債務者は当然のこと、連帯保証人に対してもあらゆる努力をしておりますが、回収には非常に苦慮しております。不良債務者としても少額ではあるが、月々返済には努力されておりますが、少額返済金額では延滞利子充当にも満たず、元金はもとより延滞利子は増加するばかりであります。又、月々返済を約束しても順調に納入されない場合もあり、非常に不安定で、最悪事態が生じ、返済不能となれば当然条例に基づく損失補償を行わなければならないわけであります。それから市の損失補償額を最少限度にとめるため、段階的な措置として、まず不良債務が生じた金融機関に対して不良債務額を一時補てんし、不良債務額の増大を抑制することにも、市としての補償履行態度を示し、不良債務者に対する金融機関の不安感を除き、融資にちゅうせせず、積極的に融資を願うと同時に、回収にも全力を注いでいただき、中小企業事業の円滑推進を図ろうとするものでございます。又、一方債務者に対しては、延滞利子の増加をとどめたり、同時に一時援助によって再起の意欲を惹起させようというものでございまして、以上の趣旨に基づき

不良債務に対する運用金として基金を設けるため本条例を提出した次第でございます。

条例の内容について御説明を申し上げます。

第一条につきましては、ただいま説明したように、融資に不良債務が出た場

合においては、その損出額を増大を抑止するために一時補てんをするための基金を設置しようというものでございます。基金の額につきましては二百万円

先ほど一般質問で説明した通りの金額が現在の状況になっております。それ

から管理につきましては、基金に属する現金、これは一応補てんした残りの金額については、最も有利な方法を保管をするということになっております。それ

から繰替運用につきましては、その残りの金額を貸し付ける場合、市内の最低現金において繰り替える場合には運用することができるとことを定めてあります。第五条にこの関係の補てんにつきましては、特定金融機関に対し

て一時補てんした後、これは回収していただくという考え方も折り込んであります。六条につきましては、この施行につきましては別に必要な事項を市長が定めると、附則において、この条例は交付の日から施行したいと思っております。

はなはだ難駁でございますが、御可決されますようお願い申し上げます。

○議長(岩田 博君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○三番(原田生也君) この条例ができること、金融機関は安心して貸し出しができる、借りる方も有利になると思うが、保証協会との関連はどういうことになるのか。

○経済課長(生子国利君)

福生の場合においては三百万円以上であれば保証協会の保証はいらないということになっております。なお、市長や審査会が必要とした場合には、それ以下でもつけるということになっておりまして、保証協会は三百

万円以上となっております。

○三番(原田生也君) そうするとこれは保証協会との保証はだぶらないということですか。

○経済課長(生子国利君) 保証協会に入っておりませんので、当然だぶりません。

○二番(松山 清君) 不良債務の問題でいろいろ出されておりますけれども、連

帯保証人のことなんですけれども、とにかく連帯保証人つけて融資を受けるような形になっていいると思うんですね。そういう意味では役割りといいますが、経済的な負担ということが生じていると思うんですが、債務が残っている人に対しては、全く役割りを果たすことができない状態になっているわけですか。

○経済課長(生子国利君) 不良債務が生じている状況といたしましては、現在は

まず本人は一応倒産というような場合があると思います。保証人については

病人、そういうふうな状態で、これは本人から取る以外はないわけでございます。

いずれにしてもそういうふうな状況下にある方の不良債務が多いわけで、保証人がたれつとしていれば保証人から取ればいいわけですか、非常にむずかしいものが不良債務に入ってくるわけです。

○議長(岩田 博君) 以上で質疑を終わります。

○十八番(東田正治君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第八十七号については、建設委員会に付託し、審査せしめられんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) お諮りいたします。

ただいま東田正治君から、本案は建設委員会に付託された今日の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩田 博君) 御異議なしと認めます。よって議案第八十七号は建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(岩田 博君) 三時十分過ぎまで休憩いたします。

午後二時五十七分 休憩

午後三時十分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第十二議案第八十八号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画財政課長 上野重勝君 登壇)

○企画財政課長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第八十八号 昭和五十二年度福生市一般会計補正予算(第二号)につきまして、提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、すでに確定をいたしてまいりました市税、あるいは繰越金、国、都の補助金、起債等を財源といたしまして、主としてこれらと関連をいたします事業を重点的に計上し、なお又、一部經常費についても必要な補正を行った次第でございます。

まず総則におきましては、既決予算額六十億八千四百七十五万二千円に四億四千九百五十六万六千円を追加をいたしまして、その総額を六十五億三千四百三十一万八千円に定めようとするものでございまして、その歳入、歳出の款項の区分につきましては、第一表歳入歳出予算補正に掲げております。なお又、地方債の補正につきましては、第二表に記載してございます。

次にその内容について御説明を申し上げます。

まず歳入について御説明を申し上げます。

市税におきましては八千八百二十五千円の追加補正でございますが、その主なものは市民税の個人分におきまして四千五万円、固定資産税におきまして四千九十六万五千円で、その内容といたしましては、固定資産税の土地分で三千三百七十七万円、家屋分で五百八十九万円で、交納付金で百九十五万五千円等でございます。又、固定資産税と関連をいたしまして、都市計画税におきましては七百一十円の追加でございます。

次の分担金及び負担金のおきまして、五万二千円の追加でございますが、これは老人施設の利用者の負担金でございます。

次は国庫支出金、総額一億一千五百三十九万八千円の追加でございます。そのうち国庫負担金が三千二百六十八万円、その内訳は老人福祉の負担金で二百六十一万六千円、それから生活保護費負担金二千八百八十七万三千円でございます。その生活保護費は国が八割を負担し、二割が市の負担となっております。又、義務教育費の負担金として教材費の負担金が五十七万九千円でございます。次の国庫補助金におきましては八千三百三十五万五千円でございます。基地の東側にあります焼却残灰の埋め立て予定地の整備事業の補助金と

して三百四十四万九千円、これは過日の豪雨によりまして予定地が崩れましたので、これに対する補修の補助金でございます。なお又、土木費の国庫補助金として六

千二百七十四円でございますが、この内訳は防衛関係の道路整備事業の補助金、

福東地区の七六号線、あるいは又、五日市街道の補修等を含めまして四千七百九十九

万二千円、交通安全施設等の整備事業の補助金が五百二十万円、それから西

地区の周辺排水路整備事業の補助金八百九十二万八千円、これはいわゆる本町幹線と

言われております下水道事業に対しまして、その基本的な調査をするための調査費の補助金でございます。又、教育費の国庫補助金といたしまして

は一千七百七十八万六千円でございますが、この主なものは五小の増築事業分の補助金増額分が一千九百九十七万円、それから第三小学校の温度保持工事が新たに認められて、

この補助金が一千九百六十九千円、それから事業の縮小に伴いまして、

減少となりましたものが、一小の防音機能復旧、いわゆるサッシの補助金が三百三十五万五千円の減額、

同じく一中のサッシ補助金が一千二百四十九万八千円の減額、

それから屋外運動場の建設事業の補助金の減額が四百九十九万六千円でございます。いずれも事業の縮小に伴います減額分でございます。

す。国庫の委託金といたしましては二万五千円でございます。

次に都の支出金でございます。総額一千三百二十二万五千円でございます。そのうち都の負担金か九十五万七千円で、これは主として先ほど上程されました条例に関連をいたします東京都の負担金でございます。それから九十五万七千円でございます。都の補助金におきましては一千二百二十六万八千円でございます。また、その主なものか市道の整備事業の補助金として三百万円。交通安全施設の整備事業の補助金として六百七十三万九千円。それから災害対策用三角バケツの補助金。これは災害対策用に各家庭に配布をいたします三角バツを三分の一を東京都が補助することになっておりまして、この費用として百七十四万六千円で、それに関連するものは歳出に計上してございまして、約五千世帯分を今回計上し、三年計画をもって全世帯に配布しようとするものでございます。

次に繰越金におきましては一億八千九百四十四万二千円でございますが、五十一年度決算の結果、その繰越金が二億五千四百四十四万二千円ございましたので、当初予算との差額分を計上したものでございます。

次に諸収入、雑入におきまして九百四十二万四千円でございますが、これは過年度収入として八百四十四万四千円、これは主として福祉関係の負担金の分でございます。それから雑入におきまして九十八万円でございますが、これは一と一中の防音機能復旧工事に行いました際に出ました発生材の売却費でございます。

市債におきましては三千四百万円の計上でございますが、衛生債におきまして六百万円、土木債におきまして二千八百万円でございます。この衛生債は羽村、瑞穂、両町の環境整備事業につきまして二一市が負担をするものについて、その福生分を六百数十万円でございますが、この分を東京都の基金、いわゆる都の起債として認められたものでございます。なお又、土木債として二千八百万円の追加でございますが、これは景気浮揚策の一環といたしまして、市町村道の整備事業に充当するために起債が許可されたものでございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

総務費におきまして四百七十六万六千円の計上でございますが、これは主として経常的な経費でございます。そのうち、総務管理費において三百九十一万一千円、主として経常的な経費の計上でございます。又、文書管理費におきましては六十五万円

財政管理費におきまして二十一万円、企画調整費におきまして七十万三千円、諸費において百十八万五千円でございますが、諸費の補助金は、町会の会館ニカ所分の補助金でございます。次が徴税費でございますが二十六万五千円の追加計上でございます。これは五十三年度に行います土地の再評価のために、土地の評価に精通した者に評価を委嘱するための経費でございます。その報酬が十一万、需要費として四万円等でございます。なお賦課徴収費におきまして十一万五千円の計上でございます。

次に民生費におきましては四千三百二十一万円の補正でございます。社会福祉費におきまして四百九十七万八千円、これは二小の学童保育所の整備工事として三十五万四千円、その他身障者の福祉事業費、あるいは精進者の福祉、老人福祉、先ほご上程をいたしました条例と関連をいたすもの等が主なものでございます。児童福祉費におきまして百九十四万九千円の追加でございますが、これは児童福祉総務費において百七万八千円、児童福祉施設費において八十七万九千円等でございます。又、生活保護費におきましては三千六百二十八万三千円の追加補正でございます。生活保護総務費で十九万一千円、扶助費で三千六百九万二千円、

この三千六百万円は生活費が主体でございます。

衛生費におきましては百三十八万八千円、これは騒音測定に要します機械類の購入費百三十万八千円、その他となっております。次が清掃費におきまして一千二百四十六万八

千円、追加補正でございます。そのうち清掃総務費におきまして六百七十万八千円、これは歳入の起債の説明を申し上げましたように、羽村、瑞穂地区の環境整備事業に対する負担金六百八十四万八千円等でございます。又、塵介処理費に

おきまして百三十八万八千円の追加計上でございます。これはごみ減量運動に要する需要費百十五万八千円、その他でございます。又、し尿処理費におきましては三十三万五千円の追加補正で、これはし尿の特別委託料、過日の豪雨によりま

すくみ取り料の増加分等でございます。又、地域美化活動費として五十四万四千円、それから埋立予定地整備事業費として三百四十四万九千円、これは先ほご歳入にございました国庫補助金の関連事業の分でございます。次に商工費におきましては二百万八千円の追加補正でございますが、これは先ほど上程されました基金に繰り出すための予算でございます。

土木費におきましては二億四千五百八十二万一千円の追加補正でございます。そ